## はじめに 放送と選挙

私たちは誰でも、こころの中に秤(はかり)を持っている。何かを選択しなければならないとき、私たちは、この秤の皿にさまざまな情報を載せ、自分の視点や価値観を重ねて、より重くなった皿を選んでいる。そして、その選択が大切なものであるほど、皿に何が、どう載せられるのかが大きな意味をもつことになる。

選挙の投票はそうした大切な選択のひとつである。選挙は、国民と国民の代表者である政治家をつなぐ、民主主義の要をなす手段であると言ってもいい。それゆえ、こころの秤に載せる情報は、適切なプロセスを経て、有権者に届くものでなければならない。載せるべき情報が届いていなかったり、特定の候補者の情報ばかりが届いたりしては、秤が正しく働かず、場合によっては判断を誤ってしまうことさえあるだろう。

放送は、この秤に載せるべき情報を視聴者に伝える使命を担っている。国民の知る 権利に応え、民主主義の発展に貢献するためには、選挙に関する幅広い情報を、豊富 にそして多様に伝えなければならない。候補者に関する情報も同じである。

他方、放送には、視聴者に情報をわかりやすく伝えることが求められている。そのために、取材対象を絞り込んで視聴者に具体的な事例を示すことも、番組制作ではよく行われている。しかし、それが選挙の候補者に関する情報だった場合、どうなるだろう。絞り込み方によっては、投票行動をゆがめ、選挙が公平・公正に実施されることを妨げてしまうことにもなりかねない。

豊富で多様な情報を公平・公正に伝えるという重い課題を達成するためには、放送は選挙に対して、相当な慎重さをもって臨む必要がある。日本民間放送連盟は、「放送基準第2章(12):選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない」(以下「放送基準(12)」という)という条項でそれを示しているが、日本民間放送連盟の放送基準解説書(以下「民放連解説書」という)にこの条項についての多くの説明と事例が掲載されているように、その判断は決して容易ではない。放送と選挙の関係は、時に難しい問題となることを忘れてはならない。

\*

第23回参議院議員通常選挙(以下「参院選」という)は、2013年7月21日 に投開票が行われた。民放連解説書において「放送基準(12)」の適用基準とされる 公示日1か月前を過ぎて放送された番組の中で、特定の立候補予定者および立候補者 を利するのではないかと思われる事案が、2件確認された。

このような問題について、当委員会が審議を行うのは初めてではない。2010年7月11日に実施された前回の参院選に関連して、同年12月2日に「参議院議員選挙にかかわる4番組についての意見」(委員会決定第9号、以下「決定第9号」という)を公表し、公平・公正性の点に鑑みて、放送倫理違反、あるいはそれに準ずる指摘を

行っている。そしてさらに「決定第9号」では、こうした問題が、新たな法規制を招くきっかけや口実となり、「政治報道全般における自由闊達な取材・制作・放送活動の 萎縮やその妨げにつながること」に関する危惧をも表明している。

その後、2013年4月の委員会でも、千葉県知事選挙の期間中に候補者の映像が バラエティー番組で流れた問題が報告された。討議の結果、参院選を控えて注意喚起 を呼びかける「委員長コメント」を4月26日に公表した。

今回の2事案は、こうした経緯にもかかわらず再び生じたものである。選挙にかか わる同じような問題が繰り返される原因はどこにあるのか。果たして注意喚起を重ね るだけでそれを防ぐことはできるのか。委員会は今回、こうした疑問を検討したうえ で、放送と選挙の関係について再考していきたいと考えた。